

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 57 号	美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9月4日	9月26日	可決
議第 58 号	美濃市町並みギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	9月4日	9月26日	可決
議第 59 号	令和4年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月4日	9月26日	可決
議第 60 号	美濃市教育委員会委員の任命について	9月4日	9月4日	同意
議第 61 号	美濃市監査委員の選任について	9月4日	9月4日	同意

認第 1 号 令和4年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳 入	11,435,478,136 円
歳 出	10,900,074,873 円
歳入歳出差引額	535,403,263 円
翌年度へ繰り越すべき財源	55,844,685 円
実質収支額	479,558,578 円

認第 2 号 令和4年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳 入	2,414,172,840 円
歳 出	2,383,321,712 円
歳入歳出差引額	30,851,128 円

認第 3 号 令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳 入	289,483,675 円
歳 出	213,868,545 円
歳入歳出差引額	75,615,130 円

認第 4 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳 入	1, 0 0 6, 4 0 6, 6 4 4 円
歳 出	9 3 2, 2 0 2, 6 0 7 円
歳入歳出差引額	7 4, 2 0 4, 0 3 7 円

認第 5 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳 入	2, 1 1 6, 6 3 1, 8 6 4 円
歳 出	2, 0 9 8, 7 6 0, 0 3 6 円
歳入歳出差引額	1 7, 8 7 1, 8 2 8 円

認第 6 号 令和 4 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳 入	5 8 1, 2 3 9, 1 9 3 円
歳 出	5 7 8, 1 5 6, 4 1 0 円
歳入歳出差引額	3, 0 8 2, 7 8 3 円

認第 7 号 令和 4 年度美濃市病院事業会計決算の認定について

(内容)

収 益 的 収 入	2, 8 5 6, 6 7 7, 4 6 4 円
収 益 的 支 出	2, 8 5 4, 9 2 5, 0 5 5 円
差 引	1, 7 5 2, 4 0 9 円
資 本 的 収 入	1 6 1, 2 1 4, 0 0 0 円
資 本 的 支 出	3 5 7, 7 0 5, 5 2 5 円
差 引	△ 1 9 6, 4 9 1, 5 2 5 円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 9 6, 4 9 1, 5 2 5 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 9 5, 3 9 6 円、過年度分損益勘定留保資金 1 9 5, 8 9 6, 1 2 9 円で補填した。

認第 8 号 令和 4 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について

(内容)

収 益 的 収 入	411,841,511 円
収 益 的 支 出	380,633,740 円
差 引	31,207,771 円
資 本 的 収 入	71,224,000 円
資 本 的 支 出	206,233,903 円
差 引	△135,009,903 円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額135,009,903円は、減債積立金60,000,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,082,433円、過年度分損益勘定留保資金66,927,470円で補填した。

議第 5 4 号 令和 5 年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)

(内容) 補 正 額 142,115 千円
補正後の額 10,640,087 千円

議第 5 5 号 令和 5 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(内容) 補 正 額 21,972 千円
補正後の額 2,534,880 千円

議第 5 6 号 令和 5 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(内容) 補 正 額 9,737 千円
補正後の額 2,136,250 千円

議第 5 7 号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、その改正を行うもの。

(改正内容)

引用箇所である第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

(施行期日)

公布の日

議第58号 美濃市町並みギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地域の活性化のため、美濃市町並みギャラリー（山田家住宅）を、市民等が申請により使用することができる施設とすることに伴い、必要な規定を定めるもの。

(主な改正内容)

- 1 ギャラリーの使用料及び使用時間を規定
 - ・午前9時から午後4時まで440円/1回
(使用時間を延長する場合は、1時間につき66円)
- 2 開館時間及び休館日を条例に規定
 - ・開館時間 午前9時から午後4時まで
 - ・休館日 火曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(施行期日)

令和5年10月1日

議第59号 令和4年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(内容)

令和4年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金を処分するもの。

- ・処 分 額 83,904,516円
- ・内 訳

減債積立金に積立て	23,904,516	円
資本金に組み入れ	60,000,000	円

議第60号 美濃市教育委員会委員の任命について

(内容)

美濃市教育委員会委員の任期満了に伴う任命（再任）

氏 名 中島 正憲

任 期 令和9年9月30日まで（4年）

議第61号 美濃市監査委員の選任について

(内容)

美濃市監査委員の任期満了に伴う選任（新任）

氏 名 中島 正裕

任 期 令和9年9月12日まで（4年）